

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	廃棄物処理手数料の減免		
根拠法令名	天津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例 (平成 6 年 6 月 23 日 条例第 17 号)	(条項) 第 4 1 条	
基準法令名	天津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則 (平成 6 年 9 月 1 日 規則第 45 号)	(条項) 第 2 2 条	
所管部署	環 境 部 (局) 廃棄物減量推進 課 (室) 指 導 係		
標準処理期間	1 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書の名称 【 _____ 】 ・ 掲載図書等 【 _____ 】 ・ 内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>【廃棄物処理手数料の減免基準】</p> <p>天津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第 4 1 条第 2 項並びに第 3 項に規定する廃棄物処理手数料の減免は次の各項に規定するとおりとし、その減免する額はそれぞれ該当条項による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 天津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第 4 1 条第 2 項 再生資源になる廃棄物である場合 免除 2 天津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第 4 1 条第 3 項 次の各号のいずれかに該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地震、水害、土砂崩れ火災等により災した住宅（賃貸住宅、従業員寮、社宅等事業用の住宅は除く。）の除去により発生した廃棄物を処分する場合 免除 (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者が排出する家庭廃棄物を処理する場合 免除 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給者が死亡した場合における死亡者の廃棄物については、生活保護受給証明書における「扶助の種類」欄に、葬祭扶助の記載があること。（賃貸住宅、従業員寮、社宅等の家主または管理者等が廃棄物を処理する場合は除く。） (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として国または地方公共団体（市を除く）が直営で行う不法投棄回収（同条例 39 条に該当しない産業廃棄物は対象外とする。）の場合 免除 ・ 学区自治連合会、自治会、子ども会、女性会等が、地域コミュニティの形成や自治協働活動の推進を図る目的で実施又は参加する祭りや運動会等のイベントで生じたごみ又は琵琶湖市民清掃のごみを処分する場合。ただし、そのイベントが、関係する天津市の所管課において確認できるものに限る。 免除 ・ 天津市ごみ出し支援戸別収集サービス実施要綱に基づき収集の決定がされ、それに基づき排出された廃棄物を処理する場合 免除 			

【根拠法令】

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例

(廃棄物処理手数料の増減額等)

第41条

- 2 市長は、一般廃棄物が再生資源になるものであるときは、規則で定めるところにより、前条第2項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。
- 3 市長は、天災その他特別の事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の手数料を減額し又は免除することができる。

【基準法令】

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則

(手数料の減免)

第22条 廃棄物処理手数料の減額又は免除は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 地震、水害、土砂崩れ、火災等により災した住宅（賃貸住宅、従業員寮、社宅等事業用の住宅を除く。）の除去により発生した廃棄物を処分する場合免除
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者が排出する家庭廃棄物を処理する場合免除
- (3) その他市長が特に必要があると認める場合減額又は免除

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。